



市の職員数と給与

平成30年度帯広市人事行政の運営状況

市職員の数や給与、勤務条件について、公平性や透明性を高めるため、「帯広市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき公表します。

問い合わせ 職員課（市庁舎5階、☎65・4107、65・4108）

職員数

行財政改革や業務の見直しを通して、適正な職員数維持に努めています（表1・2）。また、年齢構成の平準化や技術継承のため、計画的な採用と定年退職者の再任用制度^{※1}を活用するほか、今後のさまざまな環境変化に弾力的に対応するため、任期付職員制度^{※2}を活用しています。

給与制度

給与制度は、毎年見直しや点検を行っています。平均給料額、平均年齢など（一般行政職）

職員の採用と退職

平成30年度の職員採用者数は67人で正規職員が39人、再任用職員が25人、任期付職員が3人です。正規職員の退職者数は、定年退職者が100人、再任用職員が3人、任期付職員が3人です。

表1 部門別職員数

各年度4月1日現在
単位：人

	人数		
	平成30年度	令和元年度	増減
議会	11	11	0
総務	179	178	-1
税務	71	72	1
労働	2	2	0
農林水産	42	41	-1
商工	39	36	-3
土木	145	145	0
民生	227	222	-5
衛生	91	93	2
教育	207	204	-3
消防	198	196	-2
水道	56	54	-2
下水道	21	20	-1
その他	69	68	-1
合計	1358	1342	-16

職員数は一般職に属する職員の数です。短時間勤務の再任用職員は入っていません。

表2 級別職員構成

各年度4月1日現在

職務の級	標準的な職務	人数（構成比）	
		平成30年度	令和元年度
1級	係員の職務	237 (17%)	215 (16%)
2級	主任補及び専門員の職務	421 (31%)	432 (32%)
3級	主任及び主任専門員の職務	223 (17%)	225 (17%)
4級	係長及び主査の職務	247 (18%)	249 (18%)
5級	課長補佐の職務	89 (7%)	75 (6%)
6級	課長の職務	86 (6%)	89 (7%)
7級	企画調整監の職務	29 (2%)	28 (2%)
8級	部長の職務	26 (2%)	29 (2%)
合計		1358	1342

職員数は一般職に属する職員の数です。短時間勤務の再任用職員は入っていません。

職員給与費決算額は、給与費は、毎月の給料と扶養手当や時間外勤務手当などの諸手当、民間企業の賞与に当たる期末・勤労手当などを合わせたものです。決算額は市長と副市長、監査委員、公営企業管理者、教育長の給与を含めた金額です（退職手当は除く）。（表5）

特別職などの給料・報酬・諸手当
市長や副市長といった特別職の給料・報酬は、市内の公共的団体の代表者などで構成する帯広市特別職報酬等審議会の報告などをもとに決定しています。（表7）

表3 平均給料額、平均年齢など（一般行政職） 各年度4月1日現在

区分	平成30年度	令和元年度
平均給料月額	30万6100円	30万6300円
平均年齢	41.3歳	40.8歳
初任給	大学卒	17万9200円
	高校卒	14万7100円
		18万7000円
		14万8600円

表4 期末・勤労手当

区分	期末手当	勤労手当
6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.90月分 (0.425月分)
12月期	1.375月分 (0.80月分)	0.95月分 (0.475月分)
合計	2.60月分 (1.45月分)	1.85月分 (0.90月分)
一人当たり平均支給額	普通会計分	139万1000円
	企業会計分	129万7000円

()内は再任用職員の支給割合
※4 役職加算額：給料月額×役職による加算5～20%

表5 職員給与費決算額

区分	普通会計分	企業会計分
職員数 (A)	1217人	77人
給与費	給料	43億5873万円
	職員手当	10億5836万円
	期末・勤労手当	16億9384万円
	計 (B)	71億1093万円
1人当たりの給与費 (B/A)	584万2999円	535万2857円

職員数は平成30年4月に給料を支給した職員の数（国保、介護、後期高齢者医療、ばんえい競馬会計分を除く）です。

表6 人件費

区分	普通会計分	企業会計分
歳出額 (A)	804億8865万円	141億6371万円
人件費 (B)	108億936万円	5億8271万円
人件費率 (B/A)	13.4%	4.1%
(参考) 平成29年度人件費率	13.0%	4.6%

◇期末・勤労手当
基礎額（給料月額に扶養手当などと役職加算額^{※4}を加えた額）に区分ごとの月数を乗じた額を、6月と12月に支給します。（表4）

◇その他の手当
・扶養手当 1年の収入総額が130万円未満の扶養親族のある職員に支給します。

国の制度と同様に、配偶者6500円、子1人につき65000円、父母など1人につき65000円支給します。満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき50000円加算されます。

・通勤手当 2キロメートル以上の通勤に自家用車やバスなどを利用している職員に対し、通勤距離や運賃の額に応じて支給します。

・住居手当 借家の場合のみ家賃額に応じ、最高2万7000円支給します。

・時間外勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給し

ます。平成30年度の支給額は、支給職員1人当たり平均月額2万6473円でした。他に、管理職手当・単身赴任手当・寒冷地手当・休日勤務手当・市立高等学校教員に支給する特殊勤務手当などがあります。

※1 再任用制度とは
定年退職した職員などを任期を定めて再雇用し、公務で培った知識や経験を広く活用する制度です。

※2 任期付職員制度とは
専門性を必要とする業務や期間が限定される業務などに対応するため、期間を限って職員を採用することができる制度です。

※3 ラス・パイレース指数とは
一般行政職について、国家公務員の給料水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を示したものです。

勤務時間と休暇・休業
 勤務時間は1日7時間45分、1週間38時間45分です。休暇は年次有給休暇・病欠休暇・特別休暇（産前産後・忌引・夏季休暇など）・介護休暇などがあります。
 年次有給休暇は1年に20日与えられ、その年に使用しなかった日数は、20日を限度に翌年に繰り越します。平成30年の職員1人当た

職員研修など
 職員の勤務条件は、地方公務員法に基づき、国や他の地方公共団体の職員との間にバランスを失わないよう考慮しながら条例で定められています。また、職員の資質向上のため、計画的に研修を実施しています。

勤務・勤務条件・職員研修など

表7 特別職などの給料・報酬・諸手当

	市長	副市長	
給料月額	100万5000円	80万5000円	
期末手当	[6月期] 2.125月分 (給料月額+役職加算額)×期末手当月数	[12月期] 2.325月分 ※役職加算額:給料月額×20%	
寒冷地手当(月額)	[11月~3月に支給] 世帯主で扶養親族がいる場合 2万6380円 世帯主で扶養親族がいない場合 1万4580円		
退職手当(在職月数1月につき)	給料月額×36.96 100	給料月額×30.81 100	
	議長	副議長	議員
報酬月額	58万円	51万円	47万円

りの平均取得日数は10・5日でした。休業制度の取得状況は、育児休業が32人、育児短時間勤務が2人、部分休業が23人でした。

職員の福祉と利益の保護
 職員の福利厚生増進の取り組みのうち、共済事業などは北海道都市職員共済組合が、その他の事業の一部は、市から委託を受けた帯

職員の育成のための取り組み
 地方自治体における、さまざまな課題に対し、適切に対応し、市民から信頼される組織・職員づくりのために、人材育成推進プランを作成し、必要な能力開発、意識の向上に努めています。

人事評価
 職員個々の能力を把握して、職員の意欲の増進、組織全体の士気や公務効率の向上を図ることを目的とした人事評価制度を導入しています。

分限処分と懲戒処分
 分限処分は、心身の問題や刑事事件での起訴などにより、職務が十分に果たせない場合に、公務の維持を目的として行います。平成30年度は心身の問題で、15人が分限処分（休職14件、免職1件）になりました。

懲戒処分
 懲戒処分は、職員の義務違反に対し、道義的責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的として行います。平成30年度は2人が懲戒処分（減給1件、停職1件）になりました。

不服申し立て・措置要求
 平成30年度は、分限処分や懲戒処分といった不利益処分に対する職員からの不服申し立て、苦情相談、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

職員の退職管理
 退職した元職員からの働き掛けを規制するとともに、管理または監督の地位にあった元職員（課長補佐職以上）が退職後、営利企業などへ再就職した場合は届け出を受けています。

防火演劇の上演
 市内の幼稚園や保育所で、帯広市消防団桜華分団の女性団員が、「火遊びの防止」をテーマに防火演劇を上演し、子どもたちに火や煙の恐ろしさを伝えます。

街頭啓発
 期間中、消防職員が火災の予防を目的に市内スパーマーケットなどで啓発運動を行います。

防火訪問
 高齢者や体が不自由な人の家を消防職員または消防団員が訪問し、住宅用火災警報器の設置状況やストーブなどの火の周りを確認します。

分限処分と懲戒処分
 分限処分は、心身の問題や刑事事件での起訴などにより、職務が十分に果たせない場合に、公務の維持を目的として行います。平成30年度は心身の問題で、15人が分限処分（休職14件、免職1件）になりました。

懲戒処分
 懲戒処分は、職員の義務違反に対し、道義的責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的として行います。平成30年度は2人が懲戒処分（減給1件、停職1件）になりました。

広市職員福利厚生会が実施しています。このうち、職員の人間ドック受診と定期健康診断の再検査に関わる事業費の一部を助成しています。また、職員が公務上の災害を被った場合の救済を目的とした公務災害補償制度があります。平成30年度の災害件数は、公務災害が10件、通勤災害は0件でした。

消防からのお願いです

- 住宅用火災警報器の設置は**義務化**されています。
- 火災から**大切な命**を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 設置場所は、**寝室と寝室がある階の階段上部**（1階は除く）です。
- 設置した後も**定期的に点検し、10年を目安**に交換しましょう。



消防ふれあいフェア2019

「見て・知って・学んで・遊ぶ」をテーマに消防署の仕事を知ってもらう催しです。はしご車搭乗体験（先着80組）、消防士体験、救急体験、119番体験などを行います。

日時 10月20日(日)、10時30分～12時30分
場所 消防庁舎（西6南6）

※はしご車搭乗体験は、当日10時20分より先着で整理券を配布します。ご了承ください。



ひとつずついいね!で確認 火の用心

10月15日～31日は秋の火災予防運動期間です

問い合わせ 帯広消防署指導課（西6南6、消防庁舎1階、☎26・9131）